



島根県報

令和5年11月10日（金）

号外 第 121 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第750号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	枕木山線	松江市枕木町字一ノ谷 入口489番1地先から同 488番1地先まで	前	メートル 14.81～ 26.00	メートル 38.65	松江県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	14.81～ 33.52	38.65	

島根県告示第751号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	186号	浜田市金城町上来原421番3地先から同番9地先まで	前	メートル	メートル	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 ダブルウェイ解消 迂回路撤去	
				9.31～ 15.56	50.23		
			B	11.85～ 22.77	54.98		
			後	A	9.31～ 15.56	50.23	

島根県告示第752号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷616番6地先から同612番3地先まで	メートル 70.00	令和5年 11月10日	浜田県土整備事務所	

島根県告示第753号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ1124番1地先から同1123番1地先まで	メートル 60.50	令和5年 11月10日	浜田県土整備 事務所	
県道	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2341番14地先から同番16地先まで	233.00	令和5年 11月10日		
〃	〃	浜田市櫛田原町578番4地先から同番地先まで	27.30	令和5年 11月10日		

島根県告示第754号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町上来原38番1地先から同417番3地先まで	メートル 71.51	令和5年 11月10日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市金城町上来原417番3地先から同416番1地先まで	69.35	令和5年 11月10日		